薬局の管理及び運営に関する事項

許可の区分別	薬 局		開設	者 株式	株式会社サンキュードラッグ				
薬局の名称	サンキュードラッグ 門司港本店薬局		薬局 所在	地北九	比九州市門司区栄町9-18				
許可番号	第 10323 号 <mark>許可年月日 令和7/</mark>		令和7/3/13	有効期限	令和7/3/27/~令和12/12/31				
管理薬剤師氏名	実店舗に掲示			所轄自治体	所轄自治体名 北九州市				
	● 医療用医薬品の管理・情報提供・処方箋に基づく調剤、要指導医薬品・一般用医薬品の管理・情報提供・販売を担当								
勤務する薬剤師	実店舗に掲示								
勤務する登録販売者氏名	●医第2類医薬品、第3類医薬品の管理・情報提供・販売を担当								
ENIN Y GILDWAY CIDY I	なし								
取扱う一般用医薬品の区分	●要指導医薬品 ●第1類医薬品 ●指定第2類医薬品 ●第2類医薬品 ●第3類医薬品								
	●薬剤師は青地に白字で「薬剤師」と記した名札と、紺ラインの白衣(襟付き)を着用								
当薬局勤務者の区別について	●登録販売者は赤地に白字で「登録販売者」と記した名札と、紺地に青ラインの衣服を着用 ●一般従事者は「氏名」を記した名札と、紺ラインの白衣(襟なし)を着用								
	●一般促事者は「氏名」を記した名札と、組フィンの 月~金 9:00~18:00			口公(惊みし)を有用					
	土	9:00~13:00							
	上 日·祝	休み	呂第	時間外の	電話にて24時間対応				
営業時間	_ "		相談	対応時間					
	医薬品の購入または譲り受けの申し込みを受理する時間は上記営業時間とする								
相談時・緊急時の連絡先	093-322-5239 (薬剤師の携帯電話に転送します)								

要指導医薬品・一般用医薬品の販売制度に関する事項

区分		医薬品のリスク区分		リスク区分の表示		リスク区分の情報提供		陳列
要指導医薬品	医療用医薬品から新たに市販用にスイッチされた 医薬品等で、使用上特に注意が必要な医薬品 です。		パッケージに <u>要指導医薬品</u> と表示しま ^で		薬剤師が、書面を用いて必要な情報提供を行い、対面販売いたします。		直接触れることのできない場所に陳列されています。 (薬剤師不在の場合は医薬品売り場を閉鎖します。)	
第1類医薬品	使用上特に注意が必要な医薬品です。		パッケージに <u>第1類医薬品</u> と表示しま ^っ		薬剤師が、書面を用いて必要な情報提供を行い、販売いたします。		直接触れることのできない場所に陳列されています。 (薬剤師不在の場合は医薬品売り場を閉鎖します。)	
指定第2類医薬品	品 第2類医薬品の中で特に注意が必要な医薬品です。		パッケージに <u>第②類医薬品又は</u> 第 <u>②</u> 類医薬品と表示しま	ं ं	薬剤師又は登録販売者が必要な情報提供に努め、販売いたします。		専門家が在席する説明カウンターより7 m以内に陳列します。	
第2類医薬品	使用上、注意が必要な医薬品です。		パッケージに <u>第2類医薬品</u> と表示します				許可を受けた医薬品売り場内に陳列します。	
第3類医薬品	要指導や第1類、第2類以外の一般用医薬 品です。		パッケージに <u>第3類医薬品</u> と表示します	す。	薬剤師又は登録販売者が必要な情 め、販売いたします。	報提供に努	許可を受けた医薬品売り場内に陳列します。	
医薬品の医薬品に副作用等による健康被害を受けられた方の救済制度です。健康被害救済制度独立行政法人 医薬品医療機器総合機構 フリーダイヤル 0120-149-931受付時間:月〜金曜日(祝・年末年始除く 午前9時〜午後5時								
販売記録作成にあたっての 医薬品の安全使用のために症状等の情報をお伺いさせていただくことがあります。 個人情報利用目的 個人情報は個人情報保護法等に基づき適切に管理を行い、医薬品の安全使用以外の目的で利用はしません。								
その他、必要な事	3	 1)薬剤師が不在時には許可を受けた医薬品売り場を閉鎖します。(閉鎖時の医薬品販売は法律で禁じられています) 2)専門家不在時の医薬品販売はできません。 3)医薬品の正しい購入方法、正しい使用に努めてください。 4)医薬品の中に入っている「添付文章」は捨てないで、医薬品がある間は保管し、必要に応じて見れるようにしておいてください。 5)店では解決しない内容の苦情相談窓口は次の通りです。 【行政の窓口】 北九州市保健所医務薬務課 電話 093-522-8766						
		【業界の窓口】	日本ナエ・	-ンドラッグストア協会	電話	045-474-4700	10:00~	18:00

<保険薬局>

<労災保険指定薬局>

当薬局の開局時間



月~金

日•祝

 $9:00\sim18:00$

9:00~13:00

休み

平日及び土曜日の以下の時間帯並びに休日であって、 上記の当薬局の開局時間内の時間において調剤を行った場合は、 手数料が加算されることとなり、お薬代が少し高くなります。

●夜間・休日等加算の対象時間

平日19:00~閉店まで 土曜日13:00~閉店まで

※1月2~3日 12月29~31日は休日扱い

●営業時間外の時間外調剤料について

時間外加算 18:00~22:00 6:00~8:00 深夜加算 22:00~6:00 休日加算 日曜日·祝日·年末年始(12月30日~翌年1月3日)



緊急連絡先

(転送電話で対応)

093-322-5239

	ביי	加				2025年4月1日改定
祖母			調剤基本料1 調剤基本料2 調剤基本料3 イ・ロ・ハ			45点
		調剤基本料【要届出】				24点・19点・35点
			特別調剤基本料A·B A:病院・診療所と不動産取引等特別な関係かつ集中率50%超 B:未届出		5点・3点	
	調	複数医療機関の同時受付2回目以降	2以上の医療機関からの処方箋を同時に受付けた場合の受付2回目以降			80/100
	剤	調剤基本料の減算 地域支援体制加算1・2・3・4【要届出】	妥結率5割以下、かかりつ 在宅、麻薬、医薬品の備	50/100 32点·40点·10点·32点		
	基	連携強化加算【要届出】	災害や新興感染症発生時	5点		
	本料	後発医薬品調剤体制加算1.2.3【要届出】	直近3ヵ月の後発医薬品	21点: 28点: 30点		
		後発医薬品調剤体制減算	調剤数量割合に応じて	▲5点		
		在宅薬学総合体制加算1・2【要届出】 医療DX推進体制整備加算1・2・3(月1回)【要届出】	在宅訪問を十分行うためはオンライン資格確認や電子	15点·50点 10点·8点·6点		
					のて後発医薬品調剤時の分割調剤の2回目	5点
ΙL	Ш	分割調剤時の2回目以降の調剤基本料	医師の分割指示による場	合	2回に分割・3回に分割	1/2 · 1/3
		内服薬(浸煎薬及び湯薬を除く)	1剤につき(3剤まで)	24点		
		内服用滴剤 电服薬	1調剤につき 受付1回につき	10点		
調		浸煎薬	1調剤につき(3調剤まで)	190点		
剤技術料				7日分以下の場合	190点	
		湯薬	1調剤につき	8日分以上	7日目以下の部分	190点
			(3調剤まで)	28日分以下の場合 29日分以上の場合	8日目分以上の部分(1日分につき)	10点
		注射薬	受付1回につき	29日万以上の場口		26点
			1日につき	69点(6歳未満137点)		
	薬	無菌製剤処理加算【要届出】		抗悪性腫瘍剤		79点(6歳未満147点)
		外用薬	1調剤につき(3調剤まで)			10点
	調製	麻薬加算 向精神薬·覚醒剤原料·毒薬加算	麻薬を調剤した場合、1調 向精神薬・覚醒剤原料・毒		間割につき	70点
	料	門相性未 兄皓用亦作 母未加弄	時間外:終日休業日及びおおむね	基礎額の100/100		
		開局時間以外等の加算	休日:日曜日、国民の祝日	基礎額=調剤基本料+薬剤調製料+調剤管理料	基礎額の140/100	
		本眼 4.0 体 b 体	深夜:午後10時から午前		But the man	基礎額の200/100
		夜間·休日等加算	午後7時~午前8時(土曜)及び休日・深夜 【錠剤、丸剤、カブセル剤、散剤、顆粒剤、エキス剤	40点
				②屯服薬	錠剤、丸剤、カプセル剤、散剤、顆粒剤、エキス剤 錠剤、丸剤、カプセル剤、散剤、顆粒剤、エキス剤	20点
		自家製剤加算	1調剤につき	③内服薬・屯服薬	液剤	45点
		(予製剤及び錠剤半割は20/100)	・ ゅうりつ くこ	⊘ № □**	錠剤、トローチ剤、軟・硬膏剤、パップ剤、リニメント剤、坐剤	90点
				④外用薬	点眼剤、点鼻·点耳剤、浣腸剤 液剤	75点
		計量混合調剤加算(予製剤は20/100)	1調剤につき	イ:液剤 ロ:散剤、		35点・45点・80点
	П			1日分以上7日分以下		4点
		調剤管理料(内服薬)	1剤につき	8日分以上14日分以		28点
	調剤	内服用滴剤、浸煎薬、湯薬及び屯服薬であるものを除く	(3剤まで)	15日分以上28日分以 29日分以上	l F	50点
	管	調剤管理料(内服薬以外)	処方箋受付1回につき	29日分以上		4点
	理	重複投薬・相互作用等防止加算イ・ロ	イ:残薬調整に係るもの以	外 ロ:残薬調整に	系るもの	40点・20点
	料	調剤管理加算	複数医療機関から6種類		初めて処方箋を持参 2回目以降で処方変更・追加あり	3点
			れ、一元的に把握し管理 [・] マイナ保険証等により患者	3点		
	Н	医療情報取得加算(12月に1回) 服薬管理指導料1	原則3か月以内に再度処	1点		
		服薬管理指導料2	1の患者以外の患者に対し	59点		
		服薬管理指導料3(月4回)	介護老人福祉施設等の息		□: 左記以外	45点
	服薬	服薬管理指導料4(情報通信機器等を用いた服薬指導)イ・ロ	イ:原則3か月以内に再度 かかりつけ薬剤師と連携す	45点·59点 59点		
	管	服薬管理指導料の特例	3か月以内の再来局患者			13点
	理	かかりつけ薬剤師指導料【要届出】			屋した上で服薬指導した場合	76点
	指導	[服薬管理指導料及びかかりつけ薬剤師指導料の加算]	+++ = 10 m lb vo #+ ++==	DI V 75 4. 15 34 46 65 70	Tracks to L. I. A.	
	料	麻薬管理指導加算 特定薬剤管理指導加算1 イ・ロ	麻薬の服用状況等を確認 特に安全管理が必要な医		イ:初めて処方時 ロ:指導の必要時	22点 10点·5点
		特定薬剤管理指導加算2(月1回)【要届出】			及び結果を医療機関に文書により情報提供	100点
	かか	特定薬剤管理指導加算3(初回処方時)イ・ロ	イ:RMPに基づく資材による	る説明指導 ロ:調剤	前に医薬品の選択に係る説明・指導	5点 · 10点
	ij	乳幼児服薬指導加算	乳幼児(6歳未満)への服			12点
	2	小児特定加算 吸入薬指導加算(3月に1回)			必要な薬学的管理及び指導を行い、内容を手帳記載 等を用いた指導を行い、医療機関に文書で情報提供した場合	350点
薬	け薬	かかりつけ薬剤師包括管理料【要届出】			外加算等、夜間・休日等加算、薬剤・材料等は出来高算定	291点
1	剤	外来服薬支援料1(月1回)			上で、一包化等の服薬管理の支援をした場合等	185点
学	師	外来服薬支援料2			、一包化及び服薬指導を 42日分以下(7日分毎)	34点
管	指	施設連携加算(月1回)	行い、かつ服薬管理の支援を 入所中の患者を訪問し施			240点
	導料	服用薬剤調整支援料1(月1回)			6種類以上が2種類以上減少した場合	125点
理	等	服用薬剤調整支援料2(3月に1回)	複数医療機関からの内服	薬6種類以上の処方を	一元的把握し、実績あり薬局	110点
料			処方医に減薬等の提案を		上記以外	90点
1		調剤後薬剤管理指導料(月1回) 地域支援体制加算届出薬局に限る	調剤後も指導等を行い、E り情報提供した場合	本療機関に又書等によ	新たに糖尿病薬が処方または変更 慢性心不全で作用機序が異なる複数治療薬服用	60点
	Н		型域文族体制加昇油面架向に限る			
		在宅患者訪問薬剤管理指導料(月4回又は月8回)【要届出】	650点 320点			
		方中电光十、二八、被划阵四枚造划/D4回中はB0回\	290点			
		在宅患者オンライン薬剤管理指導料(月4回又は月8回) 在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料1(月4回又は月8回)	59点			
		夜間訪問加算·休日訪問加算·深夜訪問加算	計画的な訪問薬剤管理指導 末期悪性腫瘍、麻薬注射	400点・600点・1000点		
		在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料2(月4回又は月8回)	200点			
		在宅患者緊急オンライン薬剤管理指導料			いて必要な薬学的管理及び指導を緊急に行った場合	59点
	在宅	在宅患者緊急時等共同指導料(月2回限り) [在宅患者訪問薬剤管理指導料、在宅患者緊急訪問薬剤管理			アスに参加し、共同で療養上必要な指導を行った場合 の加算】	700点
	関	麻薬管理指導加算	麻薬の服用状況や副作用	月等を確認し、必要な薬	学的管理及び指導を行った場合	100点(オンライン22点)
	連	在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算【要届出】			ポンプによる麻薬の使用状況や副作用の確認等を行った場合	250点
		乳幼児加算	乳幼児(6歳未満)に対し	100点(オンライン12点)		
		小児特定加算 在宅中心静脈栄養法加算【要届出】	医療的ケア児(18歳未満 在宅中心静脈栄養法を行って	450点(オンライン350点) 150点		
		退院時共同指導料(入院中1回又は2回)	患者の入院医療機関の医師・看	『護師等と共同で、退院後に	必要な指導を行い、文書で患者に情報提供を行った場合	600点
		在宅患者重複投薬・相互作用等防止管理料1			イ:残薬調整に係るもの以外 ロ:残薬調整	40点·20点
		在宅患者重複投藥・相互作用等防止管理料2			イ:残薬調整に係るもの以外 ロ:残薬調整	40点・20点
		経管投薬支援料(初回に限り) 在宅移行初期管理料(訪問点数等の初回算定月1回限り)	経管投薬実施患者が簡易 在宅移行時に認知症・乳		を行った場合 気的支援が必要な単一建物1人患者の場合	100点
	そ	服薬情報等提供料1(月1回)	医療機関等からの求めが			30点
0	の	服薬情報等提供料2(月1回)イ・ロ・ハ	薬剤師が必要性を認めた	20点 · 20点 · 20点		
\vdash	他	服薬情報等提供料3(3月に1回)	入院予定の患者について、	50点		
		居宅療養管理指導費(月4回又は月8回)	医師の指示に基づき患家		1 単一建物1人 2 単一建物2~9人	518単位 379単位
		*介護予防居宅療養管理指導費も同様	行い、介護支援専門員に		3 単一建物10人以上	342単位
	<u>^</u>	麻薬管理指導加算	麻薬の服用状況や副作用	100単位		
護報酬		医療用麻薬持続注射療法加算【要届出】 在宅中心静脈栄養法加算【要届出】	医療用麻薬持続注射療法 中心静脈栄養法実施患		250単位 150単位	
		任宅中心静脈宋養法加昇【姜庙山】 特別地域居宅療養管理指導加算【要届出】			导。オンプイン不可 生する事業所より実施する場合	所定単位数の15/100
		中山間地域等における小規模事業所加算【要届出】	中山間地域等厚生労働力	大臣が定める地域に所在	Eする小規模事業所より実施する場合	所定単位数の10/100
1		中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算【要届出】 情報通信機器を用いて行う場合	中山間地域等に居住する 居宅療養管理指導1~3。			所定単位数の 5/100 46単位
					Property St.	

当薬局の行っているサービス内容について

下記の表中の点数は全て 1点=10円です。

調剤管理料及び服薬管理指導料等に関する事項

■調剤管理料(4/28/50/60点)

お薬手帳等により服用中の医薬品等について確認するとともに、処方された薬剤について患者さん又はその家族等から服薬状況等の情報を収集し、必要な薬学的分析を行った上で、薬剤服用歴への記録その他の管理を行います。

■服薬管理指導料(45/59点)

患者さんごとに作成した薬剤服用歴(薬歴)に基づいて、投薬に係る薬剤の名称、用法、用量、効能、効果、副作用及び相 互作用に関する主な情報、後発医薬品に関する情報を薬剤情報提供文書により提供し、薬剤の服用に関して基本的な説明や 必要な指導を対面又は情報通信機器を用いてオンラインで行い、必要に応じてお薬の交付後も継続的に服薬管理を行います。 お薬手帳には、調剤日、投薬に係る薬剤の名称、用法、用量その他服用に際して注意すべき事項を記載します。

後発医薬品調剤体制加算に関する事項

■後発医薬品調剤体制加算(30点)

後発医薬品の調剤に関して、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局等に届け出た保険薬 局において調剤した場合、基準に係る区分に応じて所定の点数を算定します。

連携強化加算に関する事項

■連携強化加算(5点)

他の保険薬局、保健医療機関及び都道府県等の連携により、災害又は新興感染症の発生等の非常時に必要な体制が整備されている保険薬局において、調剤した場合に所定の点数を加算します。

医療DX推進体制整備加算に関する事項

■ 医療DX推進体制整備加算(8点)

別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険薬局において調剤した場合、月 1回に限りマイナ保険証利用率に応じた所定の点数を加算します。

医療情報取得加算に関する事項

■医療情報取得加算(1/3点)

別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして保険薬局において調剤した場合、6月に1回に限り所定の点数を加算します。

当薬局は厚生労働大臣が定める施設基準を 満たしている保険薬局です



- 1 どの保険医療機関の処方箋でも応需します。
- 2 調剤基本料1 の施設基準に該当します。
- 3 他の保険薬局等と連携し非常時に対応できる必要な体制を整備しています。
- 4 電子情報処理組織の使用による請求を行っています。
- 5 電磁的記録をもって作成された処方箋を受け付ける体制を有しています。
- 6 電磁的記録による調剤録及び薬剤服用歴の管理の体制を有しています。
- 7 電子カルテ情報共有サービスを活用できる体制を有しています。
- 8 オンライン資格確認システムを活用して調剤等を実施できる体制を有します。
- 9「第二種協定指定医療機関」として都道府県知事の指定を受けた保険薬局です。
- 10 災害の発生時等において、他の保険薬局等との連携により非常時に必要な体制をとっています。
- 11 情報通信機器を用いた服薬指導を行うにつき十分な体制を整備しています。

保険薬局

サンキュードラッグ 門司港本店薬局

開局時間

月~金 9:00~18:00

生 9:00~13:00

日・祝休み

◎ジェネリック医薬品(後発医薬品)を取扱っております。お気軽にご相談ください。

株式会社 サンキュードラッグ

お知らせ

■個別の調剤報酬の算定項目の分かる明細書の発行について



当薬局では、医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収証発行の際に個別の調剤報酬算定項目の分る明細書を無料で発行しております。

(自己負担の無い方にも発行いたします)

明細書には、調剤した薬剤の名称等が記載されますので、ご家族等の代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、窓口にてその旨お申し出ください。

■後発医薬品について



当薬局では、医療費をおさえ、お薬代の負担が軽くなるジェネリック医薬品(後発 医薬品)の調剤を積極的に行っております。ご希望の方はお気軽にご相談ください。 なお当薬局は、ジェネリック医薬品を調剤する体制を適切に整えることにより後発医 薬品調剤体制加算を算定させていただいております。

■健康相談について



当薬局では、患者様の健康に関する相談に応じさせていただきます。ご遠慮なくお声かけください。また、健康増進のためのセミナーも実施しておりますので、是非ご参加ください。(セミナー開催の際は別途お知らせいたします)

訪問薬剤管理指導に関するご案内

在宅療養中で通院が困難な場合、調剤後にお宅を訪問して薬剤服薬指導および管理のお手伝いをさせていただくことができます。 短期のご利用も可能です。ご希望される場合お申し出ください。(医師の了解と指示が必要です)

在宅患者訪問管理指導

(医療保険対象者)

1点=10円



同一建物居住者以外 650点/回(1人)



同一建物居住者

320点/回(2~9人)

290点/回(10人以上)

*情報機器を用いた服薬指導

59点

麻薬の必要な場合は100点が加算されます。月4回まで 自己負担率により金額が異なることがあります。

営業日

月~金

9:00~18:00

及び

土

9:00~13:00

営業時間

日·祝

休み

居宅療養管理指導および

介護予防居宅療養管理指導

(介護保険対象者) 1単位=10円



同一建物居住者以外

518単位/1回(1人)



同一建物居住者

(2~9人)

(10人以上)

379単位/1回

342単位/1回

*情報機器を用いた服薬指導

46単位 (月1回まで)

自己負担率や厚生労働省が定める地域により金額が異なることがあります。

TEL:

093-322-5239

FAX:

093-322-5233

※緊急時は転送電話となり、薬剤師につながります。(24時間対応)

緊急時の連絡先



093-322-5239

転送電話で対応します

サンキュードラッグチェーンでは、日・祝日も下記の店舗が処方せん受付を行っています

● 下関地区/サンキュードラッグ上田中町薬局

開局時間:9:00~13:00 山口県下関市上田中町2-9-6 TEL (083) 227-0139

●門司地区/サンキュードラッグ社ノ木薬局

開局時間:9:00~18:00 北九州市門司区社ノ木1-16-6 TEL(093)382-3539

● 小倉地区/サンキュー薬局小倉南センター

開局時間:8:30~17:30 北九州市小倉南区春ヶ丘10-133 TEL (093) 932-5539 ●八幡地区/サンキュードラッグ千代ヶ崎薬局

開局時間:9:00~23:00 北九州市八幡西区千代ヶ崎2-2-24 TEL(093)693-2138

●八幡地区/サンキュー薬局陣山店

開局時間:9:00~18:00 北九州市八幡西区陣山2-6-2 TEL(093)482-7539

個人情報に関する基本方針



サンキュードラッグは、お客様の個人情報の保護をもっとも重要な 責務と認識し、以下の取り組みを実施しております。

1. 個人情報の収集

特定した上で、必要な範囲の個人情報を収集します。

2. 個人情報の利用・提供

当社は、お客様の個人情報を利用目的の達成に必要な範囲に限定し て利用するとともに、収集したお客様の個人情報は、お客様の承諾を得 ない第三者には提供・開示いたしません。

3. 個人情報の適正管理

当社は、お客様の個人情報を取扱うにあたり管理責任者を置き、個人 情報の紛失・破壊・改ざん・漏洩・不正アクセスが生じないようにセキュリ ティ対策を講じ、適切な管理に努めます。

4. 個人情報の信託

当社は、お客様との取引やサービスを提供するために個人情報に関する 取扱いを外部に委託することがあります。委託をする場合には、適正な 取り扱いを確保するための契約締結、実施状況の点検を行います。

5. 個人情報の開示・訂正・削除

当社は、お客様から個人情報を収集する場合、利用目的をできる限り、当社は、お客様がお客様の個人情報について内容の照会、訂正、削除 を求められる場合には、合理的な範囲ですみやかに対応します。

6. 法令等の遵守

当社には、個人情報に関して適用される法令・ガイドラインを遵守すると ともに、上記の項目における取り組みを適宜見直し、改善していきます。

7. お問合せ窓口

株式会社 サンキュードラッグ 個人情報相談窓口 電話:093-342-1555(受付時間 平日9:00~17:00) e-mail:privacy@drug39.co.jp

個人情報のお取扱いについて 🙃



当薬局では健康と医薬品の適正使用を目的に、患者様が安心・安全にお薬を服用できるように努力しております。お薬の重複や飲み合わせのチェッ ク、副作用の発現に注意するため、患者様の薬剤服用歴情報を全ての当社の薬局で共有しているのもその一つです。患者様の個人情報につきまして は、以下の通り、安全かつ適正に取り扱っております。

■利用目的

当社は、皆さまからお預かりする個人情報を以下の目的にために取扱っております。

- ①薬を安全に使用して頂くために必要な事項(副作用歴、既往歴、アレルギー、体 質、併用薬、ご住所や緊急連絡先など)を確認しております。
- ②安心・安全にお薬を服用して頂くため、薬歴情報を全ての当社の薬局で共有して おります。
- ③他の医療機関等からの照会対応や必要な連携を図ることがあります。
- ④医療保険(自賠責保険、学校保健、労災保険などを含む)の請求書・明細 書、領収書の発行などの事務を行う時に、関連機関からの問合せの対応や交付を 行うことがあります。
- (5)必要に応じて、ご家族等に処方内容やお薬の説明等を行うことがあります。
- ⑥副作用などの医薬品情報やご案内状、不足薬剤などを送付させて頂くことがあり

- ⑦薬局内で行う薬学生の実務実習で利用することがあります。
- ⑧薬剤師賠償責任保険などに係る保険会社への相談や届出等に利用することがあ ります。
- ⑨外部監査機関への情報提供を行うことがあります。
- ⑩調剤サービスや業務の維持・改善のための基礎資料として利用することがありま す。
- ②医療保険事務のうち、支払審査機関又は保険者へ照会をすることがありま
- ③当社内で行う症例研究、および学会・学術論文等での成果発表に利用すること があります。
- (4)その他、調剤サービスの提供に関わる業務を行っております。

■その他

- ①基本的にお薬は患者様ご本人に直接お渡ししますが、患者様の同意のもと、代理の方が来られた場合は代理人の方にお渡しすることがあります。
- ②患者様は、上述の利用目的の中で同意しがたいものがある場合には、その旨をお申し出ください。お申し出がないものについては、同意をして頂けたものとして取り 扱わさせていただきます。これらのお申し出は後からいつでも撤回、変更等をすることが可能です。
- ③その他、プライバシーの配慮に関して、投薬時の呼びかけ方法等のご希望があればお申し出ください。

■個人情報に関する問合せ・相談等については、店舗スタッフ又は以下の窓口までご相談ください。

株式会社 サンキュードラッグ 個人情報相談窓口

電話: 093-342-1555 (受付時間 平日9:00~17:00)

e-mail: privacy@drug39.co.jp



マイナンバーカード



受付





顔認証または 4桁の暗証番号を入力してください。





暗証番号





診察室等での診療・服薬・健診情報の利用について確認してください。





※高額療養費制度をご利用される方は、続けて確認・選択をお願いします。



お呼びするまでお待ちください。



医療DXを通じた質の高い医療の提供にご協力ください。









令和6年10月からの 医薬品の自己負担の新たな仕組み

- 後発医薬品(ジェネリック医薬品)があるお薬で、 先発医薬品の処方を希望される場合は、 特別の料金をお支払いいただきます。
- この機会に、後発医薬品の積極的な利用を お願いいたします。
 - 後発医薬品は、先発医薬品と有効成分が同じで、同じように使っていただけるお薬です。
 - 先発医薬品と後発医薬品の薬価の差額の4分の1相当を、特別の料金として、 医療保険の患者負担と合わせてお支払いいただきます。
- 先発医薬品を処方・調剤する医療上の必要があると認められる場合等は、特別の 料金は要りません。

新たな仕組みについて

特別の料金の対象となる
医薬品の一覧などはこちらへ



後発医薬品について

後発医薬品(ジェネリック医薬品) に関する基本的なこと



※ QRコードから厚生労働省 H P の関連ページにアクセスできます。

将来にわたり国民皆保険を守るため 皆さまのご理解とご協力をお願いいたします

